

氏名	生年月日	住居	所	職	乗	電話番号	経験及び履歴
下田三子夫	明治四二、四、二五	五	鳥取市西町四丁目一七	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員、会長	(鳥取) 二六八七	鳥取県地方裁判所三次支部長	
椋貞男	明治四〇、五、一三	七	鳥取市元町物師町一四七	日本赤十字社鳥取県支部事務局長 鳥取県地方労働委員会委員、会長代理	(鳥取) 四四六六 (鳥取) 四八六六	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長	
四宮守正	明治三八、一〇、一		鳥取市金沢一三	日本海新聞社論説委員	(鳥取) 三四八〇 (吉岡) 六二二	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	
田中蓬篤	大正一一、一、二七		鳥取市高瀬四五	鳥取大学助教授	(鳥取) 三五一 (宅呼) 五九二六		
田中正雄	大正九、三、九	四	米子市博労町一丁目七	中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 全日本労働総同盟鳥取地方協議会委員長 鳥取県地方労働委員会委員	(鳥取) 三一一	中国電力労働組合本部 常任執行委員	

- 5 八頭郡智頭町大字南方二四六
- 6 気高郡青谷町大字青谷四〇一一の二
- 7 岩美郡福部村大字左近三八五
- 8 岩美郡岩美町大字本庄五二〇の一
- 9 岩美郡岩美町大字宇治六六〇
- 10 鳥取市吉成四三九
- 11 鳥取市川端二丁目二七の一
- 12 鳥取市富安三〇二の五
- 13 鳥取市賀露町一五〇四
- 14 鳥取市吉方四六六
- 15 八頭郡河原町大字中井七九
- 16 気高郡気高町大字下原一七六

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号
労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき、昭和四十一年四月二十一日鳥取県地方労働委員会あつせん候補者を委嘱したので、その氏名、履歴等を労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十一年五月十七日
鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫

七月三十日	遷喬小学校
七月一日	醇風小学校
四日	鳥取鮮魚卸売市場
五日	明徳小学校
六日	富桑小学校
七日	計量器所在場所
八日	鳥取県計量検定所
十一日	
十四日	
二十五日	
二十六日	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四百条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。
昭和四十一年五月十七日
鳥取県公安委員会委員長 沢住辰就
一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年五月二十七日 午前十一時から
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)
鳥取県公安委員会委員室
二 聴聞当事者の住所及び氏名
1 鳥取市片原五丁目二五一 米原 稔
2 鳥取市安長五三九 森本 信雄
3 八頭郡那家町大字別府二五 野田 憲明
4 八頭郡智頭町大字市瀬一九七八の二二 徳水 善一

鳥取県告示第二百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年五月十七日
鳥取県知事 石破二郎

- 一 作業種類 基本測量(二等磁気測量)
- 二 作業期間 昭和四十一年七月三日から昭和四十一年七月十三日まで
- 三 作業地域 八頭郡那家町、若根町、佐治村
気高郡鹿野町
東伯郡三朝町

磯江末夫	黒川順憲	北岡義尊	鈴木敬直	松浦武儀	鈴木実	清水英雄	徳沢義夫	北尾才智	岩城正美
大正二、六、一三	明治三七、二、二五	大正五、一、二八	大正八、一、一八	明治三三、一〇、一六	大正九、八、一一	明治二八、二、二七	大正二、一、一一	大正一五、三、二三	大正二、三、三
東伯郡羽合町田後三四八の二	倉吉市巖城二二〇八	倉吉市仲之町七六二	鳥取市立川町一丁目三四の二	鳥取市二階町三丁目四一	鳥取市西町二五五	鳥取市東品治町六	鳥取市古海八一	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取市富安二一九の二
鳥取県地方労働委員会委員	私立倉吉北高等学校校長	北岡病院院長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取商工会議所専務理事	鳥取家具工業株式会社取締役社長	鳥取県経営者協会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	大同木材工業株式会社副社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長 鳥取県労働委員会委員	私鉄中国地方労働組合本部執行委員長 私鉄中国地方労働組合本部副執行委員長 鳥取県労働組合総評議会中小企業対策部長 鳥取県地方労働委員会委員	国鉄労働組合鳥取支部委員長 鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会副議長 鳥取市議会議員
(倉吉組) 二三五二	(倉吉校) 六一〇六	(倉吉院) 三一九六 (倉吉宅) 二九〇九	(鳥取社) 二五四〇七 (鳥取宅) 四〇一六四	(鳥取社) 七二四四 (鳥取宅) 四〇一六四	(鳥取社) 八四二四	(鳥取社) 二九九二 (鳥取宅) 三三〇五	(鳥取組) 三三八二	(鳥取組) 五二九〇	(鳥取組) 五二〇一
米子瓦斯株式会社専務取締役	鳥取県立米子南高等学校校長 あつせん員候補者	北岡病院副院長	株式会社日立製作所人車課勤務 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県立第一中学校教諭 鳥取県地方労働委員会委員	日本海新聞社取締役、論説委員長	鳥取県地方木材株式会社専務取締役	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合協議会東部地区協議会事務局員	国鉄労働組合鳥取支部執行委員長

河崎 巖	井上 武	由谷 武之	米田 光好	上原 準三	尾平 正義	本城 正道	宇田 輝正	砂口 岩雄	桑村 治雄	井上 昭夫	松田 正雄
大正一〇、一、二、一四	大正二、一、六、一三	大正六、七、三	明治四四、一、一〇	明治三五、八、一九	明治三七、一、一〇	明治四二、一、六	明治四〇、二、二八	昭和六、二、二三	大正六、一、三	昭和五、三、二八	明治三八、三、一〇
倉吉市上井町二丁目一四の九	倉吉市歌籠寺二四五	倉吉市金戸谷町二九九の一	倉吉市鴨河内一〇三三	米子市西町一六	日野郡日野町福長九〇四	米子市寺町四〇	米子市博労町四丁目一六四	米子市廣ヶ崎五二四の八	西伯郡西伯町字中五九八	米子市車尾一五〇〇 日バ社宅の一	米子市紺屋町二七
鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会副議長 鳥取県議会議員	神鋼機器工業株式会社総務部長	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会副議長 鳥取県地方労働委員会委員	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県地方労働委員会委員	法蔵寺住職	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会専務局長	鳥取県労働組合総評議会副議長 鳥取県地方労働委員会委員	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会副議長	日本パルプ労働組合米子支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会常任幹事	米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員
(倉吉組) 三三三〇	(倉吉宅) 五三一 (倉吉宅) 三三七四	(倉吉宅) 三三八一 (倉吉宅) 三三三二	(倉吉宅) 五二一 (倉吉宅) 三三七四	(米子宅) 四七七四	(米子宅) 六五	(米子宅) 二〇九四	(米子所) 七三三一	(米子組) 六四八四	(米子組) 二九三七	(米子社) 七二二一	(米子社) 三一九七
あつせん員候補者	因幡地方裁判所判事	ヒシクラ商事株式会社取締役	あつせん員候補者	拓殖大学教授 鳥取県立米子南高等学校校長	米子市教育委員会委員 あつせん員候補者	米子市立成実小学校校長	米子市議會議員	鳥取県地方労働委員会委員			

小林 繁	大正一五、七、一四	米子市久米町四五	株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	米子 (社) ①③二七五 (宅) ②④三四五	坂口合名会社支那人 鳥取県地方労働委員会 委員
安部 三代治	明治三三、一〇、一	米子市久米町三三	山陰石油株式会社取締役 鳥取県経営者協会副会長	米子 (社) ①③一七一 (宅) ②④二七三	米子鐵工株式会社専務 取締役 鳥取県地方労働委員会 委員
永川 重幸	明治三四、一、一一	米子市錦町三丁目六二	電気商事株式会社代表取締役	米子 (社) ①五五五八	鳥取県東部福祉事務所 長
加納 勝巳	明治四四、三、一〇	鳥取市廻丁人町九	鳥取県地方労働委員会事務局局長	鳥取 (局) 六八〇四 四七九六	鳥取県地方労働委員会 事務局調整課長
田中 峯治	大正一、一〇、二九	八頭郡八束町大字小別 府三九三	鳥取県地方労働委員会事務局次長 審査課長事務取扱	鳥取 (局) 六八〇四 五三	鳥取県地方労働委員会 事務局調整課長
山内 常雄	大正一、一〇、九	鳥取市江崎一〇六	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	鳥取 (局) 六八〇四	鳥取県地方労働委員会 事務局審査課長

正 誤

昭和四十一年四月一日付け鳥取県規則第十四号中次の箇所が誤りがあるので、訂正する。

頁段 行 誤 正
 一 下 終わりから十一 連絡調整 一 連絡調整

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
当日の翌日)

◇告 示 教育職員の免許状の授与
 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正
 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機
 関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 健康保険法による保険医療機関の指定
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
 なる申出の受理
 解除予定の保安林にする旨の通知
 ◇公 告 鳥取県社会教育委員候補者を推薦できる期間等

告 示

鳥取県告示第二百五十三号
 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第三項の規定
 に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一
 項の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本籍地
 高等学校助教諭免許状 昭四一高助第一号 門脇登貴江 鳥取県
 鳥取県告示第二百五十四号
 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号(児童福祉収容施設措置費の
 保護単価について)の一部を次のように改正し、昭和四十一年四月一日か
 ら適用する。

昭和四十一年五月二十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 別表(一)及び別表(二)を次のように改める。

